



武雄市公告第 48 号

公 告

きゅうりブランド化・地産地消事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行いますので、提出方法及び受付期間等を次のとおり公告します。

令和 5年 8月 10日

武雄市長 小 松 政



1. 概要

(1) 業務名

きゅうりブランド化・地産地消事業

(2) 業務内容

「きゅうりブランド化・地産地消事業 業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

3. スケジュール

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 公募の開始      | 令和5年8月10日(木)          |
| (2) 質問受付期間     | 令和5年8月16日(水)～8月18日(金) |
| (3) 質問回答期限     | 令和5年8月21日(月)          |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和5年8月23日(水) 午前10時まで  |
| (5) 提案書の提出期限   | 令和5年8月25日(金) 午前10時まで  |
| (6) 審査会(ヒアリング) | 令和5年8月31日(木)          |
| (7) 審査結果通知     | 令和5年9月上旬(決定後通知)       |

4. 参加資格等

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和5年度及び令和6年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成23年訓令第3号)による指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けたものを除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号

- に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書に記載した者を確実に配置できること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 5. 参加表明の手続き

### (1) 提出期間及び受付期間

#### ア 提出期間

令和5年8月10日(木)～8月23日(水) 午前10時まで  
(ただし、土、日、祝日を除く。)

#### イ 受付

午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時15分まで

### (2) 提出方法及び提出窓口

#### ア 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

#### イ 提出先

〒843-8639  
佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10  
武雄市 営業部 農林課

### (3) 提出書類・必要部数

公募型プロポーザル参加表明書(様式2) 1部

【添付書類】 各1部

・誓約書(様式3)

## 6. 質疑受付及び回答

(1) 提出期間 令和5年8月16日(水)～8月18日(金)

(2) 提出書類 質問書(様式1)

(3) 提出方法 電子メールにより、農林課のメールアドレスまで提出すること。

ただし、提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行うこと。

メールアドレス [nourin@city.takeo.lg.jp](mailto:nourin@city.takeo.lg.jp)

(4) 回答期限 令和5年8月21日(月)

(5) 回答方法 質問者に対してEメールにて回答を行う。また、参加資格確認結果の通知に合わせ、すべての質疑回答を参加表明者全員に通知する。

## 7. 提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年8月25日(金) 午前10時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

(3) 提出書類・必要部数

- 提案書（様式4～5）
  - ・提案書表紙（様式4）
  - ・提案書（任意様式）
  - ・本業務委託の実施スケジュール案（任意様式）
  - ・見積額（任意様式）
  - ・業務体制表（任意様式）…本業務委託の実施体制が分かるもの
  - ・同種業務実績表（様式5）
- 事業所概要（任意様式、企業パンフレット等でも可）

## 8. 審査

食事審査及び業務実施体制等審査（ヒアリング）を実施する。

### （1）事業実施体制等審査（ヒアリング 30分）

事業実施方針や取組意欲などについて、各事業者15分程の説明を受けた後、質疑応答を実施する。

※映像機材等により説明する場合は、事前に申し出ること。

### （2）審査結果

- ア 選定委員による審査結果を市長に報告し、きゅうりブランド化・地産地消事業業務委託事業者を決定する。
- イ 審査結果の通知  
審査結果については、参加者に通知する。
- ウ 審査に関する問い合わせ  
審査により、選定されなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後7日以内に書面にて説明を求めることができる。

## 9. 選定委員会

- （1）選定を行う委員会は「きゅうりブランド化・地産地消事業業務委託に係る選定委員会」とする。
- （2）選定委員会は学識経験等を有する者及び武雄市職員等で構成する。
- （3）審査方法  
選定委員会会議及び審査要領は非開示とする。

## 10. 欠格事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- （1）提出書類に虚偽の記載をしたもの
- （2）選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- （3）選定委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- （4）契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。
- （5）著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- （6）契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

## 1 1. その他留意事

- (1)本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2)提出された書類は返却しない。但し、提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。
- (3)本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4)提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5)提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査結果業務を適切に実行できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6)優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約の手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (7)契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、再度市と調整を行い、協議が整った場合は、委託業務を締結する。
- (8)提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (9)提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (10)一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。

## 1 2. 問合せ先

武雄市役所 営業部 農林課 里山資本係  
〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10  
TEL : 0954 - 23 - 9335  
FAX : 0954 - 23 - 3816  
E-mail : [nourin@city.takeo.lg.jp](mailto:nourin@city.takeo.lg.jp)